

1 賃貸住宅管理業法の目的・効果

賃貸住宅管理業法は、賃貸住宅管理業を営む者についての登録制度を設け、サブリース事業を規制する法律であり、以下の2つで構成される。

- ① 賃貸住宅管理業者の登録制度
- ② サブリース事業における業務の適正化を図る制度

2 賃貸住宅管理業者の登録制度

①	管理戸数200戸以上の管理業者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない（※管理戸数が200戸未満の者は任意登録）
②	登録の要件として、一定の資格者を業務管理者として営業所または事務所ごとに1人以上を選任して配置する

3 サブリース事業の適正化のための措置

- ① 誇大広告等の禁止
- ② 不当な勧誘等の禁止
- ③ 特定賃貸借契約の締結前の書面の交付
- ④ 特定賃貸借契約の締結時の書面の交付
- ⑤ 書類の閲覧

特定賃貸借契約	賃貸人とサブリース業者の間の契約（マスターリース）
特定転貸事業者	サブリース業者